

経済的な理由や家庭の事情等でお困りの方に 食料、飲料水、生活必需品をお配りします

熊野町では、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、経済的な理由や家庭の事情など、様々な理由で食料や生理用品をはじめとする生活必需品を用意することが困難な方に無料で配付します。

1. 配付場所・配付物資

○熊野町役場（社会福祉課）

時 間：月曜日から金曜日（祝日を除く）
午前8時30分から午後5時15分

配付物資：食料、飲料水

配 付 数：1人につき1セット

○熊野町役場（健康推進課、子育て支援課）

○くまの・こども夢プラザ

時 間：月曜日から金曜日（祝日を除く）
午前8時30分から午後5時15分

配付物資：生理用品

配 付 数：1人につき1セット

※配付する物資は、防災備蓄物資のため、未開封ですが新しく購入したものではありません。また、備蓄の状況により提供できる物資が異なる場合があります。

2. 受取方法

このチラシを指さし又は提示



町ホームページ掲載記事の画面又は印刷したものを提示

なお、物資を受け取るにあたり、本人確認や申請書等への記入の必要はありません。



3. その他

物資の受け取りについて、申請書等の記入は必要ありませんが、食料等の提供を希望される方は、生活支援に関する相談をさせていただく場合があります。

生活困窮に関する支援制度

○新型コロナウイルス感染症自立支援金

対象者：県社会福祉協議会等が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付を受けた者

支給金額：1人世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円

申請期限：令和4年9月30日

○住居確保給付金

対象者：離職、自営業の廃業等により、経済的に困窮し、住居を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の給付金を支給する。

支給金額：1人世帯：33,000円、2人世帯：40,000円、3人世帯：43,000円
4人世帯：43,000円、5人世帯：43,000円、6人世帯：46,000円

○住民税非課税世帯臨時特別給付金

対象者：令和4年1月以降、家計が急変し、世帯に属する全員が住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯。（1度でもこの給付金を受給された世帯は対象外です。）

支給金額：10万円

申請期限：令和4年9月30日

○生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金）

対象者：新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

貸付金額：原則1世帯につき10万円

申込期限：令和4年9月30日

申請先：熊野町社会福祉協議会

○生活福祉資金特例貸付（総合支援資金（初回貸付））

対象者：新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

貸付金額：1人世帯：月15万円以内、2人以上世帯：月20万円以内

申込期限：令和4年9月30日

申請先：熊野町社会福祉協議会

○緊急生活安定資金貸付制度

対象者：熊野町内に居住する低所得世帯

貸付金額：50,000円以内

申請先：熊野町社会福祉協議会